

宗像市と株式会社電通国際情報サービスとの連携と協力に関する包括協定

宗像市（以下、「甲」という。）と株式会社電通国際情報サービス（以下、「乙」という。）は、相互の連携を強化し、観光関連事業の実施やまちづくりを通じた地域の活性化と市民生活の質の向上に資するため、以下のとおり包括協定（以下、「協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携のもと、観光関連事業や街づくり等の促進により、社会が直面する課題に対応し、市内地域の活性化及び市民生活の質の向上に寄与することを目的とする。なお、この協定は、その締結をもって甲乙いずれかの当事者に対し、何らか特定の行為の履行の責任、義務その他の法的効果を伴う債務を負わせるものではなく、また同様に特定の行為の履行についての法的請求権を付与するものとは解されず、そのような債権又は債務の発生については、すべて次条第2項に定める協議を通じ甲乙間で取り決める個別の契約によるものとする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 観光による地域活性化及び観光誘客の促進に関すること
- (2) 地域資源を活用したブランド力の向上に関すること
- (3) 情報技術及び情報サービスを活用したまちづくりの推進に関すること
- (4) 宗像土産開発支援及び海の道むなかた館「蒼の社」運営支援に関すること
- (5) 上記を実現するための情報発信及びIT活用に関すること

2 連携・協力する具体的内容は、その都度、甲乙協議して定める。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 12月 12日

甲 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

宗像市長 谷井 博美



乙 東京都港区港南2丁目17番1号
株式会社電通国際情報サービス

代表取締役社長 釜井 節生

